

## 美浜町地域づくり拠点化施設整備事業に関する民間提案募集

### ～ 募集要項に関する質問と回答 ～

募集要項に関する質問について、平成30年8月23日（木）～8月29日（水）まで受け付けたところ、下記のとおり質問があったので、回答いたします。

#### 記

	質問内容	回 答
1	提出書類において記載の内容を網羅できていない提案者任意の書類を提出した場合でも審査の対象となりえるか。	<p>要項8の①の備考欄に示すとおり、審査対象とはなりません。</p> <p>任意様式の場合は、本町が示す指定様式の内容が網羅されたもののみ可とします。</p> <p>ただし、様式1-2の「従来型事業における事業費」及び「従来型事業における公共施設等の管理者等のライフサイクルコスト」の欄については、算出が不可能な場合は未記入での提出も可とします。</p>
2	提案内容が採用されなかった場合、正式な公募の際、一部内容の変更をおこなった場合、加点の無効・失格等のペナルティはあるか。	<p>提案内容が採用されなかった場合、事業者公募の際の加点はありません。</p> <p>また、事業者の公募の際には、採用されなかった民間提案の内容が一部変更されても失格といったペナルティはありませんが、町の策定する実施方針に即した提案を提出していただくこととなります。</p>
3	提案内容が採用された事業者が正式な公募に参加しない場合、ペナルティはあるか。	<p>ペナルティはありません。</p> <p>ただし、提案内容が採用された事業者の提案書類に係る知的財産は、採用された時点で、無償で町に譲渡していただくこととなります。</p>
4	提案内容が採用された場合の加点評価は総合評価の何パーセントに相当するのか。	<p>採用された提案内容を基に、町の実施方針の策定を行います。実施方針への採用の度合いによって加点評価することとなります。よって現時点では総合評価の何パーセントに相当するのかの明言はできません。</p>